



外為法に基づく「みなし輸出」管理の明確化について

～役務通達の改正～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン (第37号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

経済安全保障の重要性が高まっている昨今、政府は、我が国の安全保障に係る機微技術が国外に流出する懸念に対応するため、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)25条1項に基づくみなし輸出に係る概念を明確化すべく、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」といいます。)の改正(以下「本改正」といいます。)を行いました。

本改正は、2022年5月1日に施行され、これにより、これまでみなし輸出管理の対象外であった、企業内における技術提供や大学から留学生への技術提供であっても、後述する「特定類型」に該当する場合には、みなし輸出管理の対象となりました。

そこで、本稿では、みなし輸出管理の概要とともに、本改正の内容について解説します。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・外為法に基づく「みなし輸出」管理の明確化について～役務通達の改正～

(<https://www.clo.jp/column/3576/>)

~~~~~  
<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 小宮 俊 ([komiya\\_s@clo.gr.jp](mailto:komiya_s@clo.gr.jp) )

~~~~~  
※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....